

議案第23号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第32条第2項第2号」を「第32条第2項第1号」に、「同項第3号」を「同
項第2号」に改める。

第6条の2(見出しを含む。)中「さく」を「柵」に改める。

第6条の3第2項中「第32条第2項第2号」を「第32条第2項第1号」に、「空隙^{けき}」
を「空隙」に改める。

別表第2エ欄中「付属する」を「附属する」に改め、同表キ欄中「さく」を「柵」に改
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。